

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

多可町長

市町村名 (市町村コード)	兵庫県多可郡多可町 (283657)	
地域名 (地域内農業集落名)	中区 (森本集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月24日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、杉原川をはさんで平坦な農地が広がっている。中心部はほ場整備が実施されているが、周辺部はほ場整備されていない農地が多く、変形・狭小な農地があり、北部側は山に面しているため獣害被害もある。集落内で後継者がある農家はごく一部で、農業従事者の高齢化や後継者不足により、農地を現状維持していくことが困難になりつつあることが喫緊の課題である。

主に山田錦や黒大豆、うるち米、飼料用米の作付けを行っており、集落内の認定農業者2名や集落営農組織のほか、集落外からの認定農業者も耕作し有機農業に取り組む農業者もいる。

【基礎データ】

- ・農家軒数 37軒 うち認定農業者2名(個人1名、法人1社)、集落営農1組織
- ・主な作物 水稻(うるち米、酒造好適米)、飼料用米、黒大豆、一般野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の特産である酒造好適米や黒大豆を中心に作付し、集落内の農家でできる限り農地を耕作していくが、離農者が出た場合は農会を中心に担い手の意向を確認しながら預けていくことで地域内の農地の集積を進めていく。

将来的には用水が確保できるほ場は水稻等を作付けできる農家に集積していくが、用水確保が困難な農地は近隣の住民に家庭菜園としての貸し出しや、管理する者の責任において保全管理を行っていく。あわせて多様な関係者を巻き込んで、収益性のある管理が容易な栽培品目を模索する。

また省力化のためドローンの活用やラジコン草刈り機等の導入を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	26.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	26.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・これまでの経緯や農地面積から集約化は困難であると考えるが、離農した場合は隣接する農地を耕作する担い手が集積を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・可能な限り、集落内の耕作者が耕作を続けるが、離農した場合は地権者の理解を得ながら農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・水路より水口が高いため用水確保が困難なほ場にポンプ等の設置を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・関係機関や近隣集落の大規模農業者とも連携し多様な経営体の確保を目指し、地権者も巻き込んだ後継者育成を検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
・農業協同組合のライスセンター等を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①⑦多面的機能支払交付金を活用し、獣害防止柵の点検、早期補修や農業用施設の維持管理作業を引き続き実施する。
- ②引き続きほ場の有機JAS認証を継続し環境保全型農業を実施する。